

# トルファン墓葬出土文書における量詞の考察

三 保 忠 夫

## はじめに

吐魯番(トルファン)は、中国新疆维吾尔自治区の中央部、烏魯木齊の南東約一五〇キロメートル地点にある東トルキスタン有数の都市である。天山南路(西域北道)の中ほど、東部天山南麓に位置するが、ここはまた、塔里木盆地と准噶爾盆地とを結ぶ公道の起点でもあり、かつては、シルクロードに沿う交通の要地として栄えた。吐魯番盆地には、海拔下二八〇メートル余のところもあり、地理学上でも著名な土地である。

二十世紀後半に入り、この地の古墓より、四世紀から七世紀にかけての多量の古文書が発掘され、「トルファン出土文書」として注目されている。本稿は、そうした古文書にみえる「量詞」を収集、検討し、これをもって日本語における助数詞研究の一助としようとするものである。

本稿は、別稿『吐魯番出土文書』における量詞について<sup>(1)</sup>の姉妹篇に相当する。この小稿は、『吐魯番出土文書』(九冊)を調査対象(資料)とし、そこにみえる量詞のそれぞれについて整理、検討したものである。紙数の制約上、ここでは文書の出土状況、その内容や記載方法、就中、

随葬衣物疏の実情、また、量詞の使用情況等の詳細については言及できなかった。本稿では、こうした部分を補いたく、文書個々について検討していきたい。但し、ここに取り上げる文書は、右『吐魯番出土文書』所収のものにこだわらない。重複する文書もあるが、むしろ、本稿では、右とは別途に提出された個別的な報告書を基として、そうした文書のありようそのもの、あるいは、その文書における量詞の使用情況などについて検討していくこととする。

## 一 トルファン出土文書について

一九五九年より一九七五年にわたり、吐魯番県の阿斯塔那村の北と哈拉卓村の東とにおいて、晋代から唐代にかけての古墓四〇〇基余が発見された。発掘品の中には大量の文書があり、その内の漢文文書は『吐魯番出土文書』(統名)として発表されることとなった(注2参照)。トルファン出土文書の年代性、性格等の一端を窺う意味で、今、その第一冊に掲げる「前言」、その他を参照すれば、大体、次のようである。

前漢時代、車師王国は吐魯番盆地を支配してその西北の交河城を都と

していたが、漢王朝は元帝の時、その東南の高昌壁カラホジョに屯田し兵を置いた（今の阿斯塔那の東南、哈拉和卓の西南の位置）。高昌には、その後、中国の内乱を避けて移住するものが多く、政治、経済、文化の中心として栄えた。

東晋咸和二年（三七）、十六国の前涼張駿がここに高昌郡を置き、高昌城に郡治した。その後の西涼、北涼時代も同様であったが、北涼承平一八年（四六〇）、柔然は渠氏北涼を倒し、鬬伯周を立てて高昌王となした。

この後、張、馬、麴の諸姓が相次いで王となり、王城を高昌に置いた。これを「高昌国」と称した。就中、昭武王麴嘉を祖とする麴氏王朝（承平元年（五〇二）～延寿末年（六四〇））の繁栄はよく知られている。

唐の貞観十四年（六四〇）、唐（太宗）は麴氏高昌王国を滅し、ここに西州を置き、高昌城を西州都督府の治所とした。九世紀中葉以後、これは西州回鶻（高昌回鶻、和州回鶻とも）の王城ともなった。

トルファン出土文書には、東晋高昌郡時代から唐代西州時代にかけてのものがみえている。いずれも、こうした情況のもとに、高昌居民によって地下に埋蔵された文化遺産の一部である。

さて、トルファン出土文書には、大きく分けて二様がある。その一は、葬送時に、わざわざ作成された随葬品そのものとしての文書であり、これには、(i)随葬品の品目や質・量などを記載した随葬衣物疏、および、(ii)功德疏、告身、また、一種の地券・契約書などがある。この内、(ii)の方の点数は多くない。地券や契約書などは、随葬衣物疏の末尾に併せ記入されることも多い。

他の一は、反故紙（廢紙）として利用され、その結果、たまたま今日に遺存し、出土したものである。かつて、反故紙を用いて墓主の鞋靴、冠帯、枕衾などの服飾品や葬具等を作り、これを随葬に供するという習俗（4）

があつたらしく、そうした紙鞋（シヤイ）、紙帽、紙棺などをほぐしてみると、その素材に文書が見出されるのである。こちらの方は、従って、前者と違い、多く残欠した形（断片等）で出土するものが多く、文言も十分に理會できないことがある。しかし、その出土点数は多く、内容も性格も多方面にわたり、当時の籍帳や文書の研究、また、社会・経済の研究には不可欠の資料となっている。

トルファン出土文書は、右のように、およそ、二様に分類される。前稿では、随葬衣物疏関係の文書群をA群と称し、その他の文書群をB群と称した（本稿でも同様である）。

## 二 随葬衣物疏について

随葬衣物疏（衣物券とも）は、墓主の冥福を祈るために、彼が身に随えて冥土へ持つて行く衣物・器物類を列挙したものである。いわば、漢代の遺策・木方などに類似するが、トルファン出土文書はほとんど紙本文書であり、まれに木版（板）や石刻によるものがある。

随葬衣物疏の性質、また、歴史的価値については、鄭学様氏（5）、侯灿氏（6）などの論考がある。その性格・内容は、次のようなことは違いによつても窺い知ることができよう。即ち、随葬衣物疏の末部には、以下のような言辭が散見するのである。『吐魯番出土文書』（九冊）にみえるところから一端を示す①、②、……はその冊数、「阿」は阿斯塔那村出土文書、「哈」は哈拉和卓村出土文書、「1-1」はその一号墓出土の一号文書、を意味する。なお、この翻刻本文には固有名詞の左傍に傍線が付されているが、今省略する。改行は／印で示す）。

○ ……、韓渠園□命早終、謹條隨身衣裳雜物如右、時見……

- ……謹條隨身衣物数、……
- 〔阿111〕、西涼建初十四年<sup>四一八</sup> 韓渠妻隨葬衣物疏
- 〔阿96〕1、北涼真興七年<sup>四二五</sup> 宋洋妻隗儀容隨葬衣物疏
- 〔阿96〕2、竜興某年宋洋妻翟氏隨葬衣物疏
- ……、謹條隨身衣裳物数如右、時見……
- 〔阿2〕1、北涼縁禾六年<sup>四三六</sup> 翟万隨葬衣物疏
- 右條衣裳雜物悉張世容隨身所有、若有人奴<sup>〔認〕</sup>名、詣大平事訟了、  
〔阿99〕1、建平六年<sup>四九一</sup> 張世容隨葬衣物疏
- これらには、隨身する衣裳類は右のとおりだとみえる（この種の表現を甲類と略称する）。五点とも、隨葬品の頭部には「故生絹裙一立」のように「故」字が冠せられている。
- 右は、トルファン出土文書の内でも麴氏王朝（五〇二～六四〇）以前の時期のものであり、同王朝の六、七世紀、および、唐支配の時期になると、その末部の言辭は次のようにしてみえている。
- 右上所件、悉是平生所用之物、……
- 〔阿170〕1、高昌章和十三年<sup>五四三</sup> 孝姿隨葬衣物疏
- 右上所條、盡是〔 〕/用物、……
- 〔阿170〕3、高昌延昌二年<sup>五六二</sup> 長史孝寅隨葬衣物疏
- 右上所條、〔 〕生時所用物、……
- 〔阿88〕1、高昌延昌七年<sup>五六七</sup> 牛辰英隨葬衣物疏
- 有〔 〕上〔 〕生所用之物、
- 〔阿113〕1、高昌義和四年<sup>六一七</sup> 缺名隨葬衣物疏
- 右上所條、悉是平存所用物。

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察（三保）

- 〔阿205〕1、高昌重光元年<sup>六二〇</sup> 缺名隨葬衣物疏
- 右上所條、悉是平存所用物。
- 〔阿116〕1、高昌重光二年<sup>六二二</sup> 張頭子隨葬衣物疏
- 悉是平存所用之物、
- 〔阿173〕1、高昌延壽十年<sup>六三三</sup> 元兒隨葬衣物疏
- 悉是平生用具、隨意取用、不得廻回。
- 〔阿210〕1、唐貞觀二十三年<sup>六四九</sup> 唐居太夫人隨葬衣物疏  
〔 〕平生所用之物、全從延泉。
- 〔阿37〕1、唐永徽六年<sup>六五五</sup> 趙羊德隨葬衣物疏
- これらには、右に列挙したのは墓主の「平生（平存）所用」の物である  
とみえる（同じく乙類と略称）。この内、第一例の文書にはやはり「故」字が、  
第二、第三例の文書には代つて「右」字が冠せられているが、麴氏王朝  
時代においては、第四例以下のように「故」「右」が用いられないのがふ  
つうである。
- 末部の言辭は、甲類と乙類と相違するが、あるいは、意味するところが  
同じとみてよいかもされない。隨葬衣物疏の基本的性格は、冥界宛に  
発信すべく、墓主の生前所用の物を列挙したものと解してよからう。
- 「故」「右」の意味については未勘であるが、これは、（墓主の）「平生  
（平存）所用（之）物」という表現を手懸りとして説明できるかもしれない。  
い。なお、考えたい。
- 「吐魯番出土文書」（九冊）に収める隨葬衣物疏は別表のとおりである。  
その第七、八、九冊には同衣物疏がみえないようである。
- 凡例(1)、末部の文言につき、甲類・乙類の略称で示す。「一」印は、別途の文言を用いるも  
の、あるいは、そうした文言を用いないもの、または、料紙の当該部分を欠くも

[別表] 『吐魯番出土文書』(9冊)における随葬衣物疏

冊	衣物疏番号	文 書 名	年 代	(1)	(2)
①	阿305-1	缺名随葬衣物疏 1	前秦建元20年 (384) 頃	—	×
①	阿305-2	缺名随葬衣物疏 2	前秦建元20年 (384) 頃	—	×
①	阿 1-1	韓渠妻随葬衣物疏	西涼建初14年 (418)	甲類	○
①	阿 59-1	缺名随葬衣物疏	北涼玄始12年 (423) 頃か	—	×
①	哈 96-1	宋泮妻隗儀容随葬衣物疏	北涼真興 7年 (425)	甲類	○
①	哈 96-2	宋泮妻翟氏随葬衣物疏	竜興某年 (425~432頃か)	甲類	○
①	阿 62-1	随葬衣物疏	北涼縁禾 5年 (436)	—	×
①	哈 91-1	缺名随葬衣物疏	西涼建初 4年(408)~北涼縁禾 5年(436)頃	—	×
①	阿 2-1	翟万随葬衣物疏	北涼縁禾 6年 (437)	甲類	○
①	哈 99-1	張世容随葬衣物疏	建平 6年 (450~582の頃か)	甲類	○
①	哈 99-2	苻長資父母墟墓随葬衣物疏	(同上の頃か)	—	○
②	哈 90-1	阿苟母随葬衣物疏	關氏高昌時期・柔然永康17年 (482) 頃	—	○
②	阿303-1	缺名随葬衣物疏	高昌和平元年 (551) 頃	—	?
②	阿524-1	令狐孝忠妻随葬衣物疏	高昌章和 5年 (535)	—	×
②	阿524-2	令狐孝忠妻随葬衣物疏	高昌建昌 3年 (557)	—	?
②	阿170-1	孝姿随葬衣物疏	高昌章和13年 (543)	乙類	○
②	阿170-2	光妃随葬衣物疏	高昌章和18年 (548)	—	×
②	阿170-3	長史孝寅随葬衣物疏	高昌延昌 2年 (562)	乙類	右
②	阿 88-1	牛辰英随葬衣物疏	高昌延昌 7年 (567)	乙類	右
②	阿169-1	張孝章随葬衣物疏	高昌建昌 4年 (558)	—	×
②	阿169-2	信女某甲随葬衣物疏	高昌延昌16年 (576)	—	×
②	哈 38-1	汜崇鹿随葬衣物疏	高昌延昌32年 (592)	—	×
②	阿335-1	缺名随葬衣物疏	高昌延昌32年 (592)	—	×
②	阿313-1	缺名随葬衣物疏	高昌章和18年 (548)	—	×
②	阿313-2	缺名随葬衣物疏	高昌 (548~598頃か)	—	×
③	阿 23-1	某甲随葬衣物疏	高昌延和 4年 (605)	—	×
③	阿333-1	宜口随葬衣物疏	高昌延和 4年 (605)	—	×
③	阿520-1	碑兒随葬衣物疏	高昌延和 6年 (607)	—	×
③	阿370-1	缺名随葬衣物疏	高昌延和12年 (613)	—	×
③	阿113-1	缺名随葬衣物疏	高昌義和 4年 (617)	乙類	×
③	阿 48-1	某甲随葬衣物疏	高昌延昌36年 (596)	—	×
③	阿 48-2	缺名随葬衣物疏	高昌延和 3年 (604)	—	×
③	阿 48-3	缺名随葬衣物疏	高昌義和 4年 (617)	—	×
③	阿 31-1	信女某甲随葬衣物疏	高昌重光元年 (620)	—	×
③	阿205-1	缺名随葬衣物疏	高昌重光元年 (620)	乙類	×
③	阿116-1	張頭子随葬衣物疏	高昌重光 2年 (621)	乙類	×
③	阿173-1	元兒随葬衣物疏	高昌延寿10年 (633)	乙類	×
③	阿138-1	缺名随葬衣物疏	高昌 (623~636頃か)	—	×
④(③)	阿517-1	缺名随葬衣物疏	高昌延昌31年 (591)	—	×
④(③)	阿517-2	武德随葬衣物疏	高昌延昌37年 (597)	—	×
④	阿 15-1	唐幢海随葬衣物疏	唐貞觀15年 (641) の後まもなくか	—	×
④	阿301-1	缺名随葬衣物疏	唐貞觀 (627~649) 末年	—	×
④	阿151-1	汜法濟随葬衣物疏	高昌重光元年 (620)	—	×
⑤	阿302-1	缺名(女)随葬衣物疏	高昌麴朝 (499~640)	—	×
⑥	阿 91-1	缺名随葬衣物疏	唐貞觀17年 (643) ~19年頃	—	×
⑥	阿210-1	唐太夫人随葬衣物疏	唐広徳元年 (763) の後まもなくか	乙類	×
⑥	阿327-1	趙羊德随葬衣物疏	唐永徽 6年 (655)	乙類	×
⑥	阿 42-1	缺名随葬衣物疏	唐永徽 2年 (651) の後まもなくか	—	×

トルファン墓群出土文書における量詞の考察(三保)

のなどである。

- (2) 随葬品目のすべてに、あるいは、部分に、「故」字を冠する文書には、「○」印、全く冠しない文書には、「×」印、欠損などによりいずれとも判断できないものには「？」印、また、「右」字を冠する文書には「右」字を付した。

阿斯塔那一六九号墓からは、十二月往来型の書儀が出土している(②阿169-6。当墓からは高昌建昌四年<sup>五五八</sup>、同延昌十六年<sup>五七六</sup>の随葬衣物疏が出土している、②阿169-1、同-2)。当時にも書儀の利用されたことが知られるのであるが、随葬衣物疏も、いわば模範文例<sup>(集)</sup>に基いて作成されたようである。右においてもその徴候は窺えるのであるが、この他にも、その末部の言辞に次のようにみえることがある。

- ……章和十三年水亥歳……、比丘果願敬移五道大神、佛弟子孝姿持佛五戒、専修十善、以此月六日物故、……逕<sup>(経)</sup>涉五道、任意所適。
- 右上所件、悉是平生所用之物。時人張堅固、季定度。若欲求海東頭、若欲覓海東辟<sup>(壁)</sup>、不得奄遏停留、急々如律令。

(②阿170-1、高昌章和十三年<sup>五四三</sup> 孝姿随葬衣物疏)

多少の出入りはあるものの、こうした文言は墓主の冥福を祈るもので、他にも共通してみえることが多い(先の甲類・乙類以外の文書に多い)。やはり、模範文例なり先例、慣例なりを基として作成されたと推測されるのであるが、今、被葬者名に注目すれば、ここには「佛弟子孝姿……」とある。同墓葬中の妻女光妃の随葬衣物疏(②阿170-2、章和十八年<sup>五四八</sup>)でも、「佛弟子光妃於高昌大城内命過、持佛五戒、専修十善……」とあり、この他の文書でも次のようにみえる。

- 佛弟<sup>(子脱)</sup> 張頭子持佛五戒、
- (③阿116-1、高昌重光二年<sup>六二二</sup> 張頭子随葬衣物疏)

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察(三保)

- 佛弟子<sup>(ママ)</sup>元兒持佛五戒、

- (③阿173-1、高昌延寿十年<sup>六三三</sup> 元兒随葬衣物疏)
- 佛弟子武德持佛五戒、

- (④(③)の補 阿517-2、高昌延昌三十七年<sup>五九七</sup> 武德随葬衣物疏)

ところが、別にはまた、次のようにみえるものがある。

- 佛弟子某甲持佛五戒、
- (③阿48-1、高昌延昌三十六年<sup>五九六</sup> 某甲随葬衣物疏)
- 責信女白衣弟子ム甲、侍<sup>(持)</sup>佛五戒、
- (③阿31-1、高昌重光元年<sup>六二〇</sup> 信女某甲随葬衣物疏)
- 仏<sup>(佛)</sup> 弟子ム甲敬移五道大神、持仏五戒、
- (④阿151-1、高昌重光元年<sup>六二〇</sup> 汜法濟随葬衣物疏)
- 佛弟<sup>(弟)</sup> 子ム、徭十善、持佛五皆<sup>(戒)</sup>、
- (⑥阿42-1、唐缺名随葬衣物疏)

被葬者の実名を記すべきところに「某甲」「ム甲」「ム」とある。こうした書き方は、先の書儀にもみられ、わが国の模範文例<sup>(集)</sup>や往来物などにも類例がある。つまり、右は、そうした模範文例<sup>(集)</sup>を盲目的に写し用いたものとみうけられるのである。

- 大徳比丘ム甲南光敬移五道大神、佛弟子某甲五戒、専修十善、……
  - (③阿23-1、高昌延和四年<sup>六〇五</sup> 某甲随葬衣物疏)
- これは、「ム甲」をみせけちして「南光」の名が記されている。一旦は模範文例<sup>(集)</sup>のままを写したものの、その不用意に気付き、修正を加えたものと推測される。随葬衣物疏には模範文例<sup>(集)</sup>、あるいは、その類が存在したとみてよいであろう。

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察(三保)

トルファン出土文書には量詞が多く用いられている点で注目される。就中、随葬衣物疏においては、随葬品目のすべてに、または、その多くに量詞が添え用いられている。その他の文書(B群)においては、量詞を添えたり添えなかつたりであるが、添える方が多いといつてよからう。

随葬衣物疏に量詞がよく用いられ、かつ、それが模範文例(集)によつて作成されたとすれば、量詞は模範文例(集)のものにも用いられた可能性が大きい。従来、中国の文言文においては、量詞は登場する機会に恵まれなかつたとされてきた。数詞は、その機能上、必ずしも量詞を従える必要はなく、量詞の文法的役割もきわめて低かつたからだとされる。<sup>(8)</sup>しかし、随葬衣物疏のような文書、即ち、これも文言文といつてよい文書に量詞が多用され、かつ、模範文例(集)にもその使用が指示されていたとすれば、量詞に関する従来の考え方は、大小の修正を要することにならう。

なお、次節には随葬衣物疏を中心としてその量詞について検討するが、先立つて、量詞を用いない場合について略述すれば、次のようである。

イ、「名詞+数詞」の形式

ロ、「数詞+名詞」の形式

イ、「名詞+数詞」の形式

○ 一、木椀一、木□□一、大迦呂二、小迦呂二、大□□／瓦釜(益)

一、黒氈一、赤氈□、罽□□四□□／(前後缺)

○ ③阿339-4、延和十九年<sup>六二〇</sup>頃高昌木椀等雜物名條疏

○ 床陸斯陸□□(前後略)

○ ④阿78-11、七世紀、唐西州蒲昌郡糧帖(一)

○ □□相祐斧一、合斧肆。小□□氾延熹、康牛支兒車銅一、(前後略)

○ ④阿151-31、高昌重光元年<sup>六二〇</sup>頃か、高昌供用斧・車銅・

轆轤等物條記)

○ 白夜默槃一(中略) 杜海柱木椀四／蓋子五 魏養徳木椀十(中略)

○ 翟默斗瓮子一 賈□□大盆一 王胡々大／盆一 曹不擬之小瓶一

(略後)

○ ⑥阿150-7、唐貞観十九年<sup>六四五</sup>頃か、唐白夜默等雜器物帳)

ロ、「数詞+名詞」の形式

○ 請廿僧乞誦、并施馬疋

○ ⑦阿29-1、唐咸了三年<sup>六七二</sup>新婦為阿公録在生功德疏)

この文書には数種の量詞がみえているが、このような表現が多く、また、「尼僧廿人」「十箇尼僧」のような用例もみえている。

○ 計成佛／一万二千五百卅佛。日作佛二百六十元々廿佛。(同右)

○ 往前於楊法師房内造一斤并堂宇(同右)

○ 三家同籍別財

○ ⑦阿239-2、唐景竜三年<sup>七〇九</sup>十二月至景竜四年正月西州高

昌県処分田畝案卷)

○ 〇〇立一牌榜

○ ⑨阿509-58、八世紀、唐城南宮小水田家牒稿為拳老人董思

拳檢校取水事)

○ 請罰車牛一道遠使(同右)

### 三 トルファン出土文書における量詞

トルファン出土文書は、東晋高昌郡時代から唐代西州時代に及ぶ。この内、晋代のものは前稿<sup>(9)</sup>に譲り、ここでは、五胡十六国時代から唐代に

かけての文書について述べる。左記がそれである。

- 一 吐魯番阿斯塔那三〇五号墓随葬衣物疏  
前秦建元二十年(三八四)
- 二 吐魯番哈拉和卓白雀元年随葬衣物疏  
後秦白雀元年(三八四)  
(前秦建元二十年)
- 三 吐魯番出土大女劉弘妃随葬衣物疏  
前秦建元二十二年(三八六)
- 四 吐魯番阿斯塔那一号墓韓渠随葬衣物疏  
西涼建初十四年(四一八)
- 五 吐魯番阿斯塔那二号墓翟万随葬衣物疏  
北涼祿禾六年(四三六)
- 六 吐魯番阿斯塔那四八号墓随葬衣物疏  
高昌延昌二十六年(五九六)
- 七 吐魯番出土某佛弟子随葬衣物疏  
高昌延昌四十年(六〇二)
- 八 吐魯番阿斯塔那三七〇号墓随葬衣物疏  
高昌延和十二年(六一三)
- 九 吐魯番出土某佛弟子随葬衣物疏  
高昌重光三年(六二二)
- 十 吐魯番出土王伯瑜夫妻随葬衣物疏  
高昌延寿二年(同五年)  
(六二五、六二八)
- 十一 吐魯番出土吳君範随葬衣物疏  
高昌延寿九年(六三三)

一 吐魯番阿斯塔那三〇五号墓随葬衣物疏

\*前秦建元二十年(三八四)、紙本文書。当文書は『吐魯番出土文書』第一冊にも収められている(①阿305-1)。

一九五九年、吐魯番県阿斯塔那北区で四世紀から七世紀末にかけての墓葬六基(TAM301-306)が発掘され、次に報告された。

○新疆維吾爾自治区博物館「新疆吐魯番阿斯塔那北区墓葬発掘簡報」、

『文物』一九六〇年第六期。

六基の墓葬からはそれぞれに紀年文書が出土し、三〇五号墓(男女合葬墓)の女屍衣領内からは、「建元廿年三月廿三日韓覓自期二日召弟到応見。逋……」の文書(具経)、また、その胸前衣内からは左記衣物疏一紙

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察(三保)

が出土した(書体は行書)。

- 1 絳結髮兩枚 鍤鉞釵一雙 白珠一雙
- 2 絳覆面一枚 紺緒尖一枚 紫綵枕一枚
- 3 白縛衫一領 白絳禪一立 縹絳袴一立
- 4 白縛禪一立 紫碧帛一立 白絳袂一立
- 5 絳地系(絲カ) 鞞(鞋カ)一(量カ) 麴囊一枚
- 6 攘(懷カ) 袖囊一枚 黄手系(絲カ) 二兩 銅錢二枚
- 7 手脚分(爪カ) 囊各一枚 白絳被一領

積文に若干の不審があるものの、右十九品目については、すべて量詞が用いられている。量詞ごとに整理すれば次のようになる。

- 雙 二例 (裝身具の類) 枚 八例 (覆面、手脚爪、囊、銅錢など)
- 立 五例 (襪、袴、帛、袂) 領 二例 (衫、被)
- 兩 一例 (手系) 量 一例 (鞞(鞋カ))

「懷袖囊」は、両袖を接して両手を相互にさし入れる袋状の袖袋。「手脚爪囊」は、手脚囊と脚爪囊と(各一点)をいう。前者は袋状の手袋(指のないもの)というが、ミトン型のものか、後者は布袂(たび)の一種。

量詞には「枚」がよく用いられている。襪、袴、帛などには、これまでに「要」が用いられているが、ここでは「立」が用いられている。但し、「袂」(つたたび、「襪」に同じ)には、この時代、「量」を用いた例もある。これらの点については先にも触れた(注(9)文獻 四二頁)。

二 吐魯番哈拉和卓白雀元年随葬衣物疏

\*後秦白雀元年(前秦建元二十年、三八四)、紙本文書。

一九二八年、黄文弼氏が新疆調査の折、哈拉和卓の一農民の手より得

た文書で、断簡二紙片より成る。これについては次のような論考がある。

○黄文弼著『吐魯番考古記』(考古学特刊)、一九五四年、新華書店。

○史樹青「新疆文物調査随筆」、『文物』一九六〇年第六期。

○馬雍「吐魯番的『白雀元年衣物券』」、『文物』一九七三年第一〇期。

随葬衣物疏につき、馬雍氏は旧釈を修正され、次のような復元図を提出されている(紙端を野線で示す)。

(前欠)

- 1 □紺緒
- 2 故紺緒結髪
- 3 故絹覆面二
- 4 故碧
- 5 故木疏一枚
- 6 故絹衫一領
- 7 故絹小褌(帶)
- 8 故絹大褌(帶)
- 9 故絹被一
- 10 故雜緑
- 11 絲五十斤
- 12 故兔豪(毫) 五百束
- 13 白雀元年九月八日
- 14 條衣裳
- 15 留難時見左

…二枚  
…銅錢全副

…行不得  
…雀後玄武

…婦蒿里

領

掲出写真によれば、私見では、右にはさらに次のようにあるらしい。

1 「行目」の「紺」の上に「故」字

4 「一」の下に「枚」字

8 「一」の下に「立」字

衫、被に「領」、褌に「立」を用いるのは、先の三〇五号墓衣物券に同じである。「兔毫五百束」のような誇大表現については後に触れる。「銅

錢全副」の「全」とは「千」の宛字であろうか(「副」は単位か)。

### 三 吐魯番出土大女劉弘妃随葬衣物疏

\*前秦建元二十二年(三八六)、紙本文書。

高昌故城附近で出土したもので、橘瑞超氏の将来にかかる。

○小笠原宣秀「吐魯番出土の宗教生活文書」、西域文化研究会編『西域文化研究第三——敦煌吐魯番社会経済資料(下)——』、一九六〇年、法蔵館、二五五頁、および、図版第三二)

右によれば、本文は次のようである(句読点私意、以下同様)。

- 1 故白絹卅匹
- 2 故兔豪(毫) 百束
- 3 故本有頭舜一勾
- 4 故黄丹一裹
- 5 故色糸一勾
- 6 故糸縷絮縷一裹并針一枚
- 7 建元廿二年正月癸卯朔廿二甲子、大

…二枚  
…銅錢全副

- 8 女劉弘妃隨身衣裳雜物、人
- 9 不得名、時見左青龍、右白虎、
- 10 書手券疏紀季時知

前秦は、建元十九年（東晉太元八年、三八三）に淝水で東晉に大敗した。その支配権は崩壊し、同二十一年、王苻堅は縊死した。「建元廿二年」とはそれに間もない時分の紀年である。

本文につき、「裏」を「裏（里）」と翻字するむきもあるが、右でよからう。「故黄金千両」「紀」の二ケ条は行間に補入されたものである。「白絹卅匹」「黄金千両」「鬼毫百束」などは、実際に随葬されたものではなからう。冥土においても富有であることを誇示しようとしたのであろうか（注⑥）文献、一六八頁。随葬品にはそのほとんどに「故」字が冠せられている（三行目の下は「故」字なし）。

量詞には、「枚」三例（整髪具の類、班笄、針）、「束」一例（鬼毫）、「裏」三例（手巾、黄丹、胡粉）がみえている。「勾」字は、わが国では「鎰一勾」（和銅元年閏八月十日の太政官符）、「鎰」は不動倉のかぎのように用いられ、延喜式でも、鎰、鏝、戸引手、長押脇金を数える助数詞として用いられている。右は「鈎（フック）」と解すべきであろう。これは、わが国でも「錦参匹新紫絲捌鈎参両壹分」（尾張国正税帳、天平六年十二月二十四日、大日本古文書一、六一〇頁）、「一経師廿二人外給人別糸三鈎鹽二顆」（正倉院文書、天平十年二月八日、大日本古文書七、一四六頁）のように用いられている（一鈎は糸一斤）。

四 吐魯番阿斯塔那一号墓韓渠随葬衣物疏

\*西涼建初十四年（四一八）、紙本文書。当文書は『吐魯番出土文書』第一冊にも収められている（①阿11）。

トルファン墓群出土文書における量詞の考察（三保）

一九六三年十二月から一九六五年にかけて吐魯番阿斯塔那・哈拉和卓の古墓群五六基が発掘され、次にその報告がなされた。

○新疆维吾尔自治区博物館「吐魯番阿斯塔那——哈拉和卓古墓群発掘簡報」、『文物』一九七三年第一〇期。

その内、正式に整理の終った四五基については、時期的に三区に分される。

第一期 晋から南北朝中期に至る（紀元三世紀〜六世紀初）

第二期 南北朝中期から初唐に至る（紀元六世紀初〜七世紀中）

第三期 盛唐から中唐に至る（紀元七世紀中〜八世紀中）

第一期は、この地に高昌郡の置かれていた時代から漢人の植民国家高昌国の時代、第二期は、高昌国の麴王朝の時代、第三期は、貞觀十四年（六四〇）に唐によって高昌が滅され、西州の置かれてより開元年間（七一三〜七四二）の頃までに、それぞれ相当する。

この内、第一期のTAM一号墓から建初十四年の紀年のある随葬衣物疏が出土した。右「簡報」二二頁に掲げる図三〇によれば、書体は行書体、全一三行の内、九行目までが衣物、その他の随葬品リストであり、一〇行目以下は冥界宛の書信となっている。本文を掲げる。

- 1 故紫結髮  囷（練） 萩頭
- 2  故（練） 覆面一枚 故幘一枚 故絹小衫
- 3  故（練） 襦一領 故絹小褌一立
- 4  故（練） 褲一立 故生絹裙一立
- 5  衣一領 故（練） 襪一量 故鞞（履） 一量
- 6 故碧絰  鏡（機） 郭一具 故手中黄絲
- 7 兔豪（毫） 萬束 黄金千両 正帛絲絹百匹 故懷袖

- 8 踰白囊各一枚 故絹<sup>毯</sup>一領
- 9 黄松棺□□ 故木疏<sup>梳</sup>一枚
- 10 建初十四年八月廿九日高昌郡高泉都郷孝敬里民<sup>(烏腕力)</sup>
- 11 韓渠□<sup>(妻)</sup> □<sup>(絶)</sup> 命早終、謹條隨身衣裳雜
- 12 物如右、時見左清<sup>(書)</sup> 龍右白虎、書物數、前朱□<sup>(雀)</sup>
- 13 後玄武、□□□要、急一<sup>(急)</sup> 如律令

「建初」は西涼武昭王李暠の年号である。但し、建初十三年二月に李暠が卒して子李歆が位を嗣ぎ、嘉興元年と改まっていたので、建初十四年とは嘉興二年(四一八)のことである。書面は、韓渠が地の冥界に入るに際し、四神を証人<sup>(時見)</sup>として隨身の衣裳・雑物、および、その点数を列挙し、冥界に宛てて発した文書の形式となっている。

「如律令」は、漢代以降の公文書に用いられた慣用的表現で、本来は、この文書の到らば速かに対処すべきこと、律令の如くせよ、あるいは、(あとに諸般) 規定どおりに行え、というものである(注(9) 文獻、四三頁)。

しかし、この時代には、符呪の類の末句に用いられ、道教的な呪句として多用され、これはまた、民間信仰として日本にも伝えられている。<sup>(12)</sup>

文書の九行目までの品目には、多く「故」字が冠せられており、また、原則的に量詞が用いられている。「具」一例(□機郭)、「束」一例(兔毫)、「枚」四例(覆面、幘、懷袖踰白囊、梳)、「立」三例(小襪、褲、裙)、「領」三例(襦、□衣、毯)、「量」二例(機、鞵)がそれであり、度量衡の単位に、「兩」(黄金)、「匹」(絲綢)がみえてはいる。

## 五 吐魯番阿斯塔那二号墓翟万随葬衣物疏

\*北涼縁禾六年(四三六)、紙本文書。当文書は『吐魯番出土文書』

第一冊にも収められている(①阿2-1)。

前項と同じく、阿斯塔那・哈拉和卓古墓群の第一期に属するTAM二号墓から、北朝北涼の沮渠蒙遜の年号縁禾六年の随葬衣物疏が出土した。墓主は翟万<sup>アキヤン</sup>。随葬衣物疏は紙本で、四〇×三五・五センチ、書体は行書、文面は次のとおりである。印刷の都合上、他の行と同大字としたが、第七行目(第九行目に続く)は行間に細字で追記入した形となっている。第一、二行目の細字分も追記入、十行目末尾の「手板一枚」はやや大字、十三行目下方の三字は大字で記されている。

- 1 故路緋結髮兩枚<sup>故</sup> 銀導一枚<sup>故</sup> 帛練覆面一枚
- 2 故帛尖一枚<sup>故</sup> 緒尖一枚 故帛絹拾一枚<sup>黒紫一枚</sup> 故帛練衫一領
- 3 故帛練兩當一領 故帛練襦一領 故帛練小褲一立
- 4 故帛練大褲一立 故帛練袴一立 故帛練裙一立
- 5 故懷袖踰白囊各一枚 故手爪囊一枚 黄金千斤
- 6 手中黄絲三文 銅錢自副 故銅機郭一具
- 7 故帛絹単衣一領 故帛絹枕一枚 故帛絹被一領 故帛練\*
- 8 兔毛千束 故帛練袜一量 故紺鞵<sup>(履)</sup>一量
- (9) \*褥一領
- 10 色帛千匹 故黄桑棺一口 手板一枚
- 11 縁禾六年正月十四日延寿里民翟万去天
- 12 入地、謹條隨身衣裳物數如右、時見左
- 13 清<sup>(書)</sup> 龍右白虎、前朱雀後玄武 田並條

翟万が地の冥界に入るにつき、隨身する衣裳物とその数とを列挙し、冥界に宛てた書面である。四神を証人<sup>(時見)</sup>とするのは当時の風習の一であつたらしく、類例も多い。リストの部分には、およそ三〇品目が列

挙されており、これらには次のような量詞がみえている。

- 口 一例 (棺) 具 一例 (銅機鈎)
- 束 一例 (兔毛) 枚 二一例 (結髮、覆面、尖二例、袷、索、襖袖、白囊、手爪囊、枕、手板)
- 立 四例 (小襪、大襪、袴、襪) 領 六例 (衫、兩当、襦、単衣、被、褥)
- 量 二例 (袿、褌)

度量衡の単位も「斤」「丈」「匹」とみえている (各一例)。

「故」字が、やはり、冠せられている。これは、二行目の第六品目以下の場合には本文中に同大字で書かれているが、それまで (の四品目の場合は右傍に (あるいは、字間に) 小さく脱字を補入するような形で追記入されている。執筆の途中から「故」字を書き出したもので、これも「故」が接頭語としての用法であろうことを示している。また、「故」字は、二三品目に冠せられ、七品目に冠せられていない。前者二三品目は、生前、墓主の身に付けていた、いわゆる遺品、また、屍体に付した衣物類のようである。後者七品目は、黄金などの葬儀の折の埋納品、もしくは、二行目右傍と十行目末尾に補入された形の二品目 (これら二例は「故」字脱か) である。なお、ここでも黄金千斤、手中黄糸三丈、銅錢自副、兔毛千束、色帛千匹という甚大な数量がみえるが、これがそのまま随葬されたとは考えにくい。ことさら過大に表現したものであろうが、物そのものも紙銭のような擬製品を用いたのかもしれない。

## 六 吐魯番阿斯塔那四八号墓随葬衣物疏

\*高昌延昌三十六年 (五九六)、紙本文書。当文書は『吐魯番出土文書』

第三冊にも収められている (③阿48-1)。

一九六六年に発掘された阿斯塔那四八号墓は一男二女の合葬墓で、こ

トルファン墓群出土文書における量詞の考察 (三保)

こからは、高昌章和十一年 (五四二) から延昌三十六年の紀年文書が出土し、また、延昌三十六年、延和三年 (六〇四)、義和四年 (六一七) の随葬衣物疏三点が出土した。随葬衣物疏は、いずれも量詞がよく用いられていて貴重である。今、その一点を取り上げると次のとおりである。これは左記にも言及され、図版は『文物』一九七二年第一期にも掲載されている (二三頁)。

○馬雍「略談有關高昌史的幾件新出土文書」、『考古』一九七二年第四期。

- 1 紫綾褶袴一具 白練襖衫一具 被錦一百張
- 2 雜色綵帛一段 金銀錢二万文 鷄鳴枕一枚
- 3 石灰一囊 烟 (麝) 粒 (脂) 糊 (胡) □ (粉) 具 葷 (鹽) 一枚 剪刀尺具
- 4 針梳具 玉牋 (唾) 一雙 脚靡 (纏) 一兩 攀天系 (糸) 万、九千丈
- 5 延昌卅六年丙辰歲三月廿四日大德比丘
- 6 某甲敬移五道大神、佛弟子△甲持佛五戒
- 7 專脩十善、宜向 (拿) 遐齡、永賜難老、但昊天
- 8 不弔、以此月十九日忽然徂 (殞) 殞、逕涉五道、幸
- 9 勿呵留、任意聽過、請書張堅固、時見
- 10 李定度、若欲求海東頭、若欲覓海西
- 11 壁、不得奄過留停、急、如律令

延昌三十六年は高昌国の年号で、隋の開皇十六年に当る。後半の言辭は、墓主のための追福祈願文となっている。即ち、「請書……」以下は符呪的文言で、張堅固・李定度は古代民間習俗における神仙 (神名) である。

祈願文、地券、その他に証人(時見)としてよく登場する(右馬雅氏論文、また、鄭氏注(5)文献、四二七頁、など)。

量詞はよく用いられている。だが、「具」の使用が目立つ。「褶袴」や「禪衫」も集合体を称したものらしい。「一百張」「一千段」「二万文」「(万)九千丈」といった数字はさらに増大しているようである。

「玉牀」は、他の随葬衣物疏に「玉牀」「玉牀」などもみえる。玉牀は、トルファン出土文書では、麴氏王朝の始まって間もなくより、それが滅んで間もなくまでの随葬衣物疏にはよくみえているが、その表記には七様がある(注(1)文献)。「牀」は「豚」字の異体で、小豕の意、従つて、「玉牀一雙」は玉猪(石猪)一対の意であるとされる(15)。「脚躡」(脚披ともいう)は、布袜、または脚飾の一種で護脚布のこと。今の維吾爾族等の使用する裏脚布に相当するとされる(注(5)文献)。

### 七 吐魯番出土某佛弟子随葬衣物疏

\*高昌延昌四十年(六〇二)、紙本文書。

橋氏所蔵文書には、また、次のような随葬衣物疏がみえる(既出、第三項、小笠原宣秀氏論文、二五四頁、および、図版第三二による)。

- 1 百福 □
- 2 雑色糸一千斤 剪刀一枚 □□□一枚 粗支糊粉□
- 3 針縷具 鷄鳴□(枕)一□(枚) □(玉)□(牀)一罽 脚躡一両 五穀具
- 4 石灰一斛一囊 攀天糸萬々九千丈
- 5 延昌卅年庚申歲閏月十九日大德比丘果願、敬移五道大神、佛子弟、持仏五戒專脩十善、宜迴還齡、永保

7 難老、而昊天不弔、以此閏月十四日奄室(喪) 盛年經涉

8 五道幸勿呵留、任□(意)□(聽)□(過)清(請)書□(張) □

9 堅固、時見李□(定)□(度) □

10 若欲 □

11 急如 □

右のような衣物類につき、小笠原氏は「先亡が平生所持したものなることを示している。」とされるが、そればかりではないかもしれない。「故」字は用いられていない。量詞には、「具」「罽」「囊」「枚」「両」がみえている。「罽」とは「雙」の謂であろう(注(1)文献、一三頁)。「石灰一斛一囊」につき、原本には「尫」とみえる。これは、「斛」とも(小笠原氏)、「斛」とも(吐魯番出土文書など) 翻字されている。「斛」が「斗」の「正」字であり、「斛」が「十斗」の意であるとすれば(觀智院本類聚名義抄、法下一四二)、これは「斛」と理會すべきであろう(16)。

### 八 吐魯番阿斯塔那三七〇号墓随葬衣物疏

\*高昌延和十二年(六一三)、紙本文書。当文書は『吐魯番出土文書』

第三冊にも収められている(③阿370-1)。

先(第六項)の馬雅氏論文(考古一九七二年第四期)には、阿斯塔那四八号

墓随葬衣物疏の他に、同三七〇号墓随葬衣物疏の図版も掲出されている。

翻字すれば次のとおりである。

- 1 桐□(枕) 弓剪(箭) 一具 銀庄(裝) 刀帶一具 金銀二万文 紫綾□(衫)
- 2 □(袴) 一具 白綾衫袴一具 □(錦) 綵一万匹 鷄鳴枕一枚 玉牀

- 3 一覆 脚靡一両 焚(攀) 天系万、九千丈 石灰一斛 五穀具
  - 4 延和十二年癸酉歲五月四日大德比丘果愿敬
  - 5 移五道大神、仏弟子持仏五戒、專脩十善、亘向(享)
  - 6 遐靈(齡)、永保難(老)、而昊天不弔、以此月三日奄喪
  - 7 盛年、逕涉五道、幸勿呵留、任意聽果(過)、情(請カ) 書
  - 8 張堅固、時見(季) 定度、若欲求海東頭、若欲
  - 9 覓海西辟(壁)、不得奄過留亭(停)、急、如律令
- 延和十二年(六一三)は隋の大業九年に相当する。本文、また、量詞の用法は先の四八号墓随葬衣物疏と類似しているが、「玉牋」の条は「一雙」とあった。「石灰一斛」は、原本に「尫」とある。

### 九 吐魯番出土某仏弟子随葬衣物疏

\*高昌重光三年(六二二)、紙本文書。

大谷探検隊の将来にかかる(竜谷大学所蔵、大谷文書四九一七号)。高昌国比丘の随葬品リスト兼追善祈願文で、小笠原氏(既出、第三項、二五四頁、図版三〇。また、左記論文)は、「高昌国比丘果愿祈願文」として紹介されている。

○小笠原宣秀「西域出土資料による中世仏教生活の一齣」、『日本印度学仏教学研究』、第三卷第一号、昭和二十九年九月。

○同「西域出土の厭勝祈願文について」、『同右』、第五卷第五号、昭和二十二年三月、五一四〜五一八頁。

- 1 □(脚) 躡一●具 靴一両 紫羅尖一顏 巾衣淨衫一具 白綾大口
- 2 一具 錦繡黃禪一具 紫綾褶綾禪一具 釵髻一具 粗
- 3 枝胡粉具 箭刀尺一具 銀轆文刀子一口 枝(被カ) 錦五十張 雜
- 4 綵一千段 金銀錢二万文 石灰三斛 五穀具 玉毛(牝) 一覆

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察(三保)

- 5 □□(天カ) 糸万、九千丈 重光三年壬午歲十二月二日大
- 6 德比丘果愿、敬移五道大神、佛弟子、持佛五戒、專
- 7 脩十善、亘向遐齡、永保難老、而号(昊) 天不弔、不得奄
- 8 過留亭、急、如律令、清(請カ) 書張堅固、
- 9 時見李定度、若欲求海東頭、
- 10 若欲覓海西辟(壁)、不得奄(還脱カ) 留
- 11 亭、急、如律令

小笠原氏の翻字に小異がある。就中、「紫羅尖一顏」につき、先学は「顆」とされる。図版によれば「顆」とは見えない。『吐魯番出土文書』第一冊に「故精尖一頭」(①哈99-1、A群、建平六年四五〇〜五八二頃)と翻字されるものがあるが、右は「頭」でもない。一方、同書第二冊に「右面衣一※」(②阿70-2、A群、高昌延昌二年五六二)と翻字され(※字の偏は不明瞭の草体のまま残され、旁は楷書体で「頁」となっている)、また、「右面衣一顏」(②阿88-1、A群、延昌七年)、「尖一顏」(②阿169-2、A群、延昌十六年)、同書第四冊に「帽一顏」(④<sup>補</sup>阿517-2、A群、延昌三十七年五九七)と翻字されるものがある。これらの原本が実見できず、よって、確信をもって翻字するわけではないが、字形上、これに近いようにみえるので、今、「顏」と翻字しておく。この他、二行目の下は、「右釵一枚」(右、<sup>マヤ</sup>)「右髻一枚」(②阿88-1、A群、延昌七年)のような例から「釵髻」(釵、はかんざし、髻、はもとどり、たぶさ)と推読する。一行目の「●」は一字分墨で塗消したもの、「石灰三斛」は原本「尫」とある。

文面は、他にも類似するものがあるが、右は、一部重複しているであろうか。衣物類に「故」字は用いられていない。量詞には、「具」が目立つが、「口」「覆」「張」「両」などが用いられている。

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察 (三保)

十 吐魯番出土王伯瑜随葬衣物疏

\*高昌延寿二年 (六二五)、同五年、紙本文書。

アウレル・スタインの第三回中央アジア探検シナ語文書の内にみえるもので、左記、および、小笠原氏 (既掲、第三項の論文他) に言及がある。

○Henri Maspéro; Les Documents Chinois de la troisième Expedition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale, published by the Trustees of the British Museum, London, 1933. スタイン文書三二三・三三四号、一五五・一五六頁、図版一三 (スタイン文書三二三号) (上部破損、野線は紙端を示す)

- 1 鶏鳴枕一具 玉牀一雙
  - 2 綾褶一具 錦被辱一具 金刀帶一
  - 3 萬匹 雜綾各五百匹 石灰三斛
  - 4 丈 右上所條悉是平生所
  - 5 果願、佛弟子王伯瑜、專脩十善、持
  - 6 大神、今於此月廿日、遇患殞喪、宜
  - 7 昊天不弔、奄喪盛年逕涉五道、
  - 8 張堅固清 (請カ) 書、李定度、若欲求
  - 9 不得奄曷 (過) 留亭、争々如
  - 10 □ (律) □ (金)
- (スタイン文書三三四号) (破損大、天地の情況不明)
- 1 具 金銀錢
  - 2 五穀具 拳 (攀) 天糸一
  - 3 月之捌也、大德比丘

4 持佛五戒、敬移五

5 □ 延齡、永保難

6 任意聽果

7 海□

三三四号につき、マスペロ、小笠原両氏の釈文には誤りが認められるので、図版によって訂正した。前半は、「佛弟子王伯瑜」の生前に所持した品物、また、冥界へ旅立つに際しての携行品のリストであり、後半はその追善祈願文となっている。

三三四号も同趣の文書とみうけられる。小笠原氏は、阿斯塔那墳室第九区第三号から発掘された王伯瑜 (延寿五年 (六二八) 歿、および、その妻唐氏 (延寿二年歿) の二墓誌銘をふまえ、これは王伯瑜の妻、晋昌唐氏に關連するものと述べられている (既掲、第三項、二五五頁、また、第九項、その後者、五一六頁)。

量詞には、「具」、および、「雙」がみえている。鶏鳴枕は、先にもみえているが、この時分は「枚」、および、「隻」で数えることが多い (注(1) 文獻。「具」の用法に注意される)。

十一 吐魯番出土具君範随葬衣物疏

\*高昌延寿九年 (六三二)、紙本文書。

先の第九項と同じく、これも大谷文書で (龍谷大学所蔵、大谷文書四八八四号)、小笠原氏所掲の図版 (既掲、第三項の文獻、図版は第九項のそれと同じ、図版三〇) によれば、文面は次のようである (上部破損、野線は紙端を示す)。

- 1 一具 玉牀一
- 2 脚敝一枚

- |    |    |                    |
|----|----|--------------------|
| 3  | □□ | 白綾襖                |
| 4  | □□ | 布衫袴                |
| 5  | □□ | 銀帶□(偏は)囊一 銅完弓箭一具   |
| 6  | □□ | 匹寶(?) 任被表綾練及羅十     |
| 7  | □□ | 文 銀錢五万文 錫人五十 石灰    |
| 8  | □□ | 絲方、九千丈 上件所條悉是平     |
| 9  | □□ | 壽九年壬歲辰閏八月廿二日、大德比   |
| 10 | □□ | (大) 神、仏弟子清信士吳君範、持佛 |
| 11 | □□ | 遐齡、永保難老、昊天不弔、何期一   |
| 12 | □□ | 幸勿呵留任意聽過、清(請カ) 書張  |
| 13 | □□ | 海東頭、若欲覓海西壁、不       |
| 14 | □□ | 律令不得住、             |

料紙の首部、上部が欠損していて読めない。同趣の文書と照合すれば若干は補読できようか。延寿九年は唐の貞觀六年に相当する。量詞には、「枚」と「具」がみえている。ともによく使用される量詞である。

なお、小笠原氏は、西域高昌国における宗教生活について考察され、こうした文書は「死者の為の追福祈願文」であり、文書前半の衣物類は、「奉獻財物」、「供養奉獻の財」と解されている(第九項 第十項の文書も同様)。

### おわりに

トルファン墓葬出土文書における量詞の個々については先に述べた(注(一))文獻。本稿では、そうした量詞のみえる同文書、殊に随葬衣物疏の内容や記載方法、ならびに、量詞の使用情況についてみてきた。漢代、また、その前後の簡牘類における量詞については、既に若干の検討

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察(三保)

を行ってきたが、トルファン出土文書、および、敦煌出土文書、また、隋代・唐代の文書については、なお一層の検討が必要であろうことを痛感している。

中国古代における量詞の用法については、その方言分布、民族分布、宗教や習俗、また、それらの歴史の変遷、その他をも念頭において考察しなければならぬようである。筆者の手に余るところばかりであるが、大方の御指導を仰ぎ、できるかぎりの努力は続けていきたい。

(一九九一年八月十七日草了、九二年九月二日稿了)

### 注

- (1) 『島大國文』第二〇号、一九九一年一月一〇日。
- (2) 一九八一年一月に第一冊が刊行され、目下、第九冊(一九九〇年四月)まで公刊されている。国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歴史系編、文物出版社出版。ここでは、文書の翻字・公開が主であり、各文書の出土情況、文書内容、また、量詞の使用情況、その他についての解説、言及はない。「付記」参照
- (3) 葬送時には、既に文書としての機能を失っており、それゆえ、廢紙として再利用されたものである。
- (4) 古代の俑に通ずるものであろうか、この習俗についての分析は、未だ十分に行われていないようである。
- (5) 「吐魯番出土文書『隨葬衣物疏』初探」、韓國磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』、一九八六年二月、厦門大學出版社。
- (6) 『高昌樓閣研究論集』、一九九〇年七月、新疆人民出版社、一六五〜二一八頁。
- (7) 「佛弟子持佛五戒」(③阿7011、高昌延和十二年六一三 缺名隨葬衣物疏)のように、「某甲」(ム甲、ム)とも書かない類もある。

トルファン墓葬出土文書における量詞の考察(三保)

- (8) 渡辺実「日華両語の数詞の機能——助数詞と单位名称——」、『国語国文』、第一巻第一号(二一〇号)、一九五二年一月。
- (9) 拙稿「中国古代墓葬出土簡牘資料における量詞の考察」、島根大学教育学部紀要』、第二五巻。二のC三として、吐魯番阿斯塔那五三号墓木簡、西晋泰始九(二七三)、に言及した。
- (10) 『黄文弼著作集』(全四巻、井上靖・宮川寅雄監修、土居淑子訳、恒文社刊)の第二巻として一九九一年秋に公刊予定(但し、恒文社に問合せたところ、一九九二年九月一日現在で未刊とのことであった)。
- (11) 唐李匡乂『資暇集』巻中、「急急如律令」、『景印文淵閣四庫全書』、子部十、雜家類二、雜考之属、一九八一年、台湾商務印書館発行。八五〇—一五六頁。また、注(5)文献、四四—四一頁、注(6)文献、一六八頁。
- (12) 顕昭の袖中抄、室町時代の古本下学集や印度本節用集、江戸時代の往来物など(架蔵大日本永代節用無尽蔵(文久四年刊)、増補呪咀調法記大全(嘉永元年刊、安永十年刊の再刊)、三次図書館蔵女今川貞操鑑(番号第二二二号、他)にも「急急如律令」の呪文がみえる。また、この問題については、和田萃「呪符木簡の系譜」(『木簡研究』四、一九八二年)に詳述がある。
- (13) 「時見」は実際の契約をかわす時に用いる証人のことで、本来ならここ(四神の部分)に実在の人物名等が記入される。
- (14) 多くの随葬衣物疏からすると、この時期の葬礼においては、玉狛は必需品の一とされていたらしい。だが、それは儀式としてのものか、(冥土における)家畜としてのものか、その他としてのものか、未詳である。
- 佩文韻府には、「豚(徒渾切豕子狛/狛同亦作𪛗)」とあり、「玉狛」の用例として、異苑(本文「弘農楊子陽……」、幽明録(本文「餘杭人沈縱……」)から各一例が引かれている。ともに、玉狛を得て後に富家となった話である。異苑の用例は
- (15) 史樹青「晋周芳命妻潘氏衣物券考釈」、『考古通訊』一九五六年第二期。
- (16) 一例をあげれば、『吐魯番出土文書』第三冊所収、「三 高昌供酒食帳」には、「躑五十七丸二斗」、「丸五斗、酒二丸三斗」のようにみえる(一四六頁)。「丸」は「斛」と解される。
- (17) 西域文化研究会編『西域出土古文書目録』の通し番号である。
- (18) Aurel Stein; Innermost Asia vol. 2, Oxford, 1928 (スタイン著『内奥阿細亞』、第二巻)
- [付記] 本稿執筆後、『吐魯番出土文書』第十冊が公刊された(但し、刊記は一九九一年一〇月)。所収文書には随葬衣物疏はみえないが、その他の文書(B群)に、「疋」(馬)、「頭」(驢、牛)、「畦」(秋菜)、「束」(芥)、「本」(契)などの量詞がみえている。また、先に中国文物研究所・文物考古文献研究所等編『吐魯番出土文書「壹」』(一九九二年三月刊行予定、文物出版社)の刊行予告がなされているが、未だ入手していない。
- (一九九二年九月二日記)